(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 30日

神戸市長 宛

提出者

住所 東京都八王子市石川町2970

氏名 コニカミノルタ株式会社 総務部サイト総務グルーフリーダー土屋 亨夫

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 042-660-9155

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業	場	の	名	称	コニカミノルタ 西神サイト (69J0601039)			
事	業場	易の	所	在	地	兵庫県神戸市西区高塚台4-4-1			
計	匪	Бĺ	期		間	令和7年4月1日から令和8年3月31日			
当診	亥事業 歩	昜には	おいて	現に	行:	っている事業に関する事項			
	①事業	美の種	類			Ⅰ821 プラスチックフィルム製造業			
	②事業の規模					企業機密に関する事項により、情報公開できません。			
	③従業員数					企業機密に関する事項により、情報公開できません。			
	④特別の一道					別紙のとおり			

特別	川管理産業廃棄物のタ	処理に係る管理体制に関す	-る事項					
	(管理体制図)							
		石川秋 山	のとおり					
		刀リルム	のとわり					
特別	ーーーー 川管理産業廃棄物のŧ	非出の抑制に関する事項						
		【前年度(令和 6年度						
		特別管理産業廃棄物の種類						
		排出量	種類含め別紙参照 t	t				
	①現状	(これまでに実施した取	L					
	少先孙	・工程内リサイクルの推	進					
		・発生抑制を考慮した製・外部業者を活用した廃	¦造方法の検討 ☞沖(右宝)のⅡサイクル					
			上努め、生産ロスによる排	‡出物発生を抑制				
		<u> </u>						
		【目標】		T				
		特別管理産業廃棄物の種類						
		排出量	 種類含め別紙参照 t	t				
	②計画	(今後実施する予定の取組) ・廃油(有害)リサイクル率の向上						
			十八八八二					
特別	川管理産業廃棄物の分	分別に関する事項						
		(分別している特別管理	星産業廃棄物の種類及び分	分別に関する取組)				
		引火性廃油、廃油(有害)						
	①現状	分別して保管。それぞれ	表示による畝別も11つ(いる。				
	<u> </u>	/人が八回よっ子ウの床!	ログロウツ成を励り活拓	カマドハロロン 明十 7 版如)				
		(今後分別する予定の特別 特になし	別管理産業廃棄物の種類	及い分別に関する収組/				
		付になし						
	②計画							

自ら行う特別管理	理産業廃棄物の再生利用に関する事項	頁				
	【前年度(令和 6年度)第					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0	t	t		
①現状	(これまでに実施した取組) 自ら行う再生利用はありませ					
	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0	t	t		
②計画	(今後実施する予定の取組) 自ら行う再生利用はなく、 ⁴		」 はありません。			
白と行る時別答ま		 舌				
日の11万付加日と	ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項 【前年度(令和 6 年度)実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	- C12× I				
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0	t	t		
①現状	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0	t	t		
	(これまでに実施した取組) 自ら行う中間処理はありませ					
	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0	t	t		
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0	t	t		
②計画	(今後実施する予定の取組) 自ら行う中間処理はなく、	う後も予定は	よありません。			

自ら	自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項						
	【前年度(令和 6年度)実績】						
		特別管理産業廃棄物の種類					
		自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	0	t	t		
	①現状 	(これまでに実施した取組 自ら行う埋め立て処分はあ					
		【目標】					
		特別管理産業廃棄物の種類					
		自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	0	t	t		
	せん。						
特別	- 川管理産業廃棄物の処	L理の委託に関する事項					
		【前年度(令和 6年度)	実績】				
		特別管理産業廃棄物の種類	詳細は別紙参	:照			
		全処理委託量	96	t	t		
		優良認定処理業者への 処理委託量	96	t	t		
		再生利用業者への 処理委託量	4	t	t		
	①現状	認定熱回収業者への 処理委託量	11	t	t		
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	53	t	t		
		は混錬によん	処分時にサーマ る燃料化を行う クルを推進して				

(第5面)

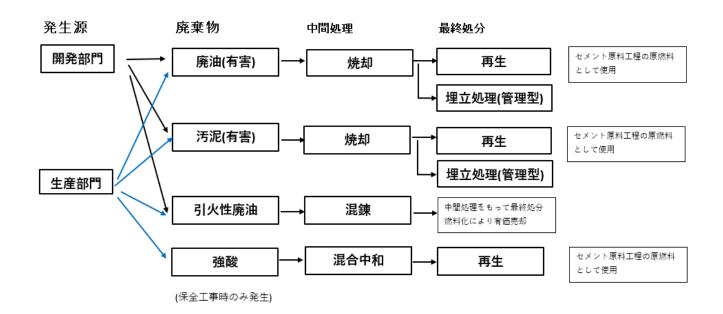
【目標】			
		1	
特別管理産業廃棄物の種類	詳細は別紙参	照	
全処理委託量	87	t	t
優良認定処理業者への 処理委託量	82	t	t
再生利用業者への 処理委託量	3	t	t
認定熱回収業者への 処理委託量	10	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	47	t	t
		の排出を推進する。	
	leo.		
排 出 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物マ	また。 量 を除く。) 組)	ト対応業者と契約落	t
电丁マーノエクト加入済。	。电丁マーノエス	・ド刈心乗有と失削消	
	全処理委託量 優良認定処理業者への 処理委託量 再生利用業者への 処理委託量 認定熱量 忍に熱量 忍に教育する 恐血理委託量 認定収を行う業者への 処理委託量 認定がある でも、一般である。 は、りないのでは、いた、フェニル廃棄のでは、いた、フェニル廃棄のでは、ないのでは、いた。とは、いた。	全処理委託量 87 優良認定処理業者への	全処理委託量 87 t 優良認定処理業者への 処理委託量 82 t 再生利用業者への 処理委託量 10 t 認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 处理委託量 47 t (今後実施する予定の取組) 引き続きリサイクルを実施している業者への排出を推進する。 引き続きリサイクルを実施している業者への排出を推進する。 特別管理産業廃棄物 排出 10 特別管理産業廃棄物 排出 79 排出 10 大り塩化と、フェニル廃棄物を除く。 79

備考

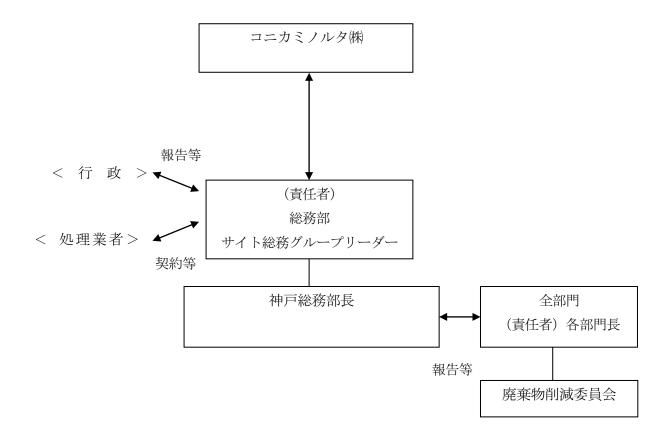
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。 (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類 ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該 当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

<別紙>

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図)



* 分担

神戸総務部(担当:環境安全防災グループ)

- ・ 廃棄物処理計画の作成
- ・ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
- ・ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理
- ・ 委託契約書の締結
- ・ 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理
- ・ 監督官庁への各種報告
- · 社員教育 · 啓発
- ・ その他関係する事項

廃棄物削減委員会

・ 産業廃棄物の発生量削減施策の立案と推進

全部門

- 部署内で発生する廃棄物の発生量削減、分別、場内保管場所への運搬
- ・ 部署内での分別徹底

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

○ 現状 前年度(令和6年度)実績

特別管理産業廃棄物の種類	7425 廃油(有害)	7426 汚泥 (有害)
排出量	9 4 t	2. 3t

○ 計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	7425 廃油 (有害)	7426 汚泥 (有害)
排出量	8 5 t	2 t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

○ 現状 前年度(令和6年度)実績

特別管理産業廃棄物の種類	7425 廃油(有害)	7426 汚泥(有害)
自ら再生利用を 行った量	0 t	0 t

○ 計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	7425	廃油 (有害)	7426	汚泥(有害)
自ら再生利用を 行った量		0 t		0 t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

○ 現状 前年度(令和6年度)実績

特別管理産業廃棄物の種類	7425 廃油 (有害)	7426 汚泥(有害)
自ら熱回収を 行った量	0 t	O t
自ら中間処理により 行った量	0 t	O t

○ 現状 目標

特別管理産業廃棄物の種類	7425 廃油 (有害)	7426 汚泥 (有害)
自ら熱回収を 行った量	0 t	0 t
自ら中間処理により 行った量	0 t	0 t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

○ 現状 前年度(令和6年度)実績

特別管理産業廃棄物の種類	7425 廃油 (有害)	7426 汚泥(有害)
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を	0 t	0 t
行った量		

○ 計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	7425	廃油(有害)	7426	汚泥(有害)
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を 行った量		0 t		0 t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

○ 現状 前年度(令和6年度)実績

!	特別管理産業廃棄物の種類	7425 廃油(有害)	7426 汚泥(有害)
	全処理委託量	9 4 t	2. 3t
	優良認定処理事業者への 処理委託量	9 4 t	2 t
	再生利用業者への 処理委託量	4 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	1 1 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	5 1 t	2 t

○ 計画 目標

!	特別管理産業廃棄物の種類	7425 廃油(有害	7426 汚泥(有害)
	全処理委託量	8 5 t	2 t
	優良認定処理事業者への 処理委託量	8 0 t	2 t
	再生利用業者への 処理委託量	3 t	O t
	認定熱回収業者への 処理委託量	1 0 t	O t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	4 5 t	2 t